

## 白鷗大学 内部質保証に関する方針

本学は、建学の理念を具現化した言葉である『PLUS ULTRA』（プラス・ウルトラ さらに向こうへ）を基本に、人格を陶冶し、各専門分野に必要な知識を授けるとともに、国際的視野に立って広く社会に活躍できる実践的かつ創造的な人材を育成することを目的とし、その実現のため、内部質保証に関する方針を次の通り定める。

### <基本方針>

- (1) 本学建学の理念並びに教育目的に則り、本学教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動、管理運営活動の状況について自己点検及び自己評価を行い、もって本学の教育研究活動、管理運営活動の内部質保証を確保するものとする。
- (2) 内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、本学が策定する中長期的方針に照らした自己点検・評価を定期的実施し、その結果を本学ホームページ等を通じて広く社会に向けて公表し、また必要に応じて外部有識者の点検を受ける。
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく改善、向上に向けた取組を継続的に行い、教育研究活動水準の更なる向上を図り、自らの責任で教育研究活動の質を保証する。

### <内部質保証体制>

- (1) 内部質保証を推進する組織として「内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」を置き、両組織の密接な連携関係の下、第三者(外部)評価及び内部評価の対応を行う。
- (2) 「内部質保証委員会」は、研究科長、学部長、教務委員長、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会委員長、自己点検・評価(改善)作業部会長、各学部から推薦された教員、事務局長、事務局長から指名を受けた事務職員から成る全学的組織とする。

- (3) 本学における内部質保証の活動の中心的組織として、「内部質保証委員会」を位置づける。
- (4) 「自己点検・評価委員会」は、学長、副学長、自己点検・評価作業部会長、将来構想委員会委員長、内部質保証委員会委員長、FD委員会委員長、人事委員会委員長、入試委員会委員長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、図書館委員会委員長、地域連携センター長、キャリアセンター長、教職支援センター長、情報処理教育研究センター長、国際交流センター長、事務局長、学長が指名した教員及び職員から成り、委員長(責任権者)は学長とする。
- (5) 「自己点検・評価委員会」のもとに、自己点検・評価報告書の編集に関する業務、自己点検・評価に関する調査研究並びに資料の収集等を行うための自己点検・評価(改善)作業部会を置く。
- (6) 学長が決定した自己点検・評価報告書並びにそれに基づく改善方針に従い、学部、研究科、各種委員会等の関連諸組織は改善、向上に向けた取組を実施する。

#### <基本方針に基づく具体的施策>

##### 1 白鷗大学の将来像の模索と中長期計画の策定

白鷗大学の建学の精神並びに教学の理念を実現するための大学のビジョンと将来像を模索するとともに、それを具体化・明確化し、将来の自己点検・評価の基準となるような白鷗大学中長期計画を策定し、学内外に白鷗大学の現在と将来の方向性を明確に示す。

##### 2 定期的・恒常的な自己点検・評価とそれに基づく改善計画の策定

内部質保証委員会は、白鷗大学中長期計画並びに大学の基本方針である3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)に照らして本学の活動が十分に成果を収めているかどうかを定期的、恒常的に自己点検・評価し、その分析のうえに必要な改善計画を策定・提示し、その実施を本学各部署に働きかけ、実施状況を把握する。

##### 3 認証評価機関に提出する自己点検・評価報告書作成への協力

認証評価機関による第三者評価を受けるにあたり作成する白鷗大学自己点検・評価

報告書について、内部質保証委員会は自己点検・評価委員会と協力して本学の活動の自己点検・評価を行い、本学の活動が既存報告書に示された方向性に合致するものであるかどうかを確認し、必要に応じて改善点を指摘するとともに新しい自己点検・評価報告書の内容に反映させる。

#### 4 大学をめぐる全国的情勢の把握とそれに基づく大学改善努力の推進

教育基本法、学校教育法、大学設置基準、その他の諸基準に照らし、また学生、保護者、高等学校関係者、近隣自治体、近隣住民その他の本学に関心を寄せる方々のご意見を受け、白鷗大学の現状と将来について常に検討を加え、全国の大学をめぐる情勢に機敏に反応するとともに、我が国の大学のあるべき姿に照らして本学に必要な改革や改善努力を進める。

#### 5 インスティテューショナル・リサーチの実施

白鷗大学に関わるあらゆる情報を把握・分析し、学内外にその成果を公表するため、インスティテューショナル・リサーチ(IR)活動を実施する。